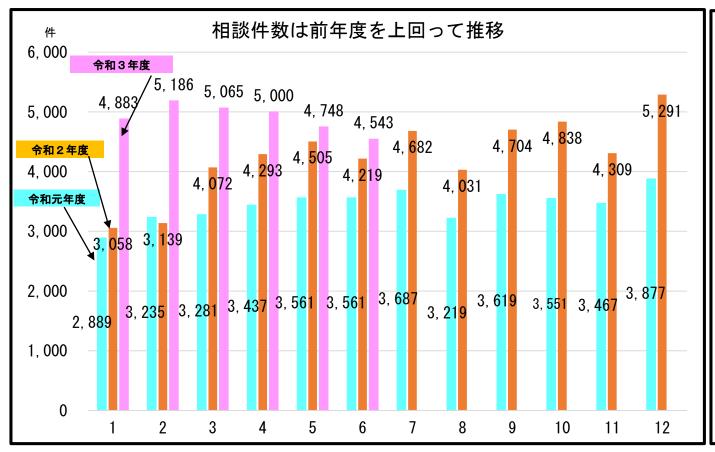


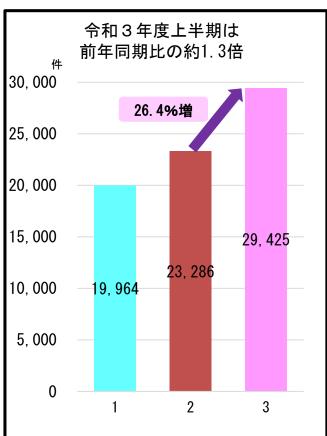
内閣府における 性犯罪・性暴力対策の取組

令和4年6月 内閣府男女共同参画局

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの全国の相談件数の推移

✓ 令和2年度の相談件数は前年度を上回って推移。全体では前年度比で約1.2倍。 ✓ 令和3年度上半期の相談件数は前年同期比の約1.3倍。

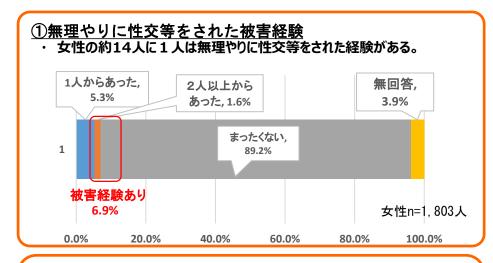


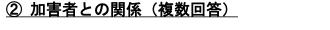


(内閣府男女共同参画局調べ) ※相談件数は、電話・面接・メール・SNSによる相談の合計。

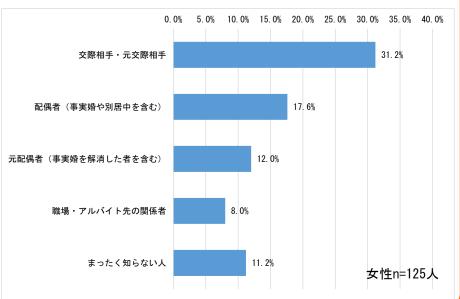
男女間における暴力に関する調査結果【抜粋】(令和3年3月公表)

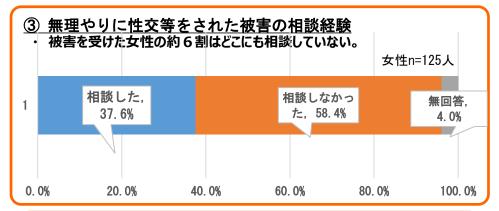
(「無理やりに性交等をされた被害経験」について)

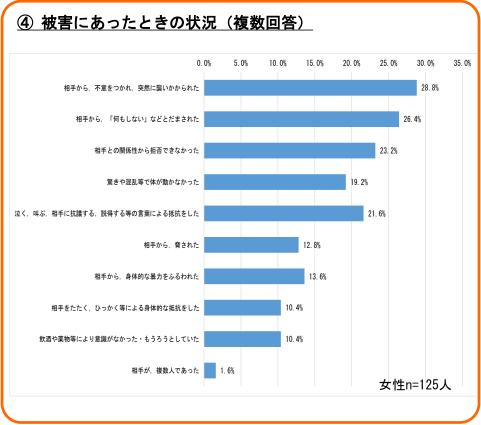




・ 女性では「交際相手・元交際相手」が約3割、「まったく知らない人」が約1割。







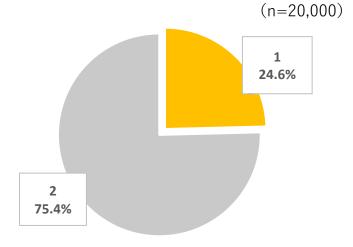
モデル・アイドル等の勧誘を受けた経験等について



若年を中心とする女性(15歳(中学生を除く)~39歳)に対するインターネット調査(令和2年3月)によると、

- 約4人に1人(24.6%)がモデル・アイドル等の勧誘を受けた経験がある
- モデル・アイドル等の勧誘を受けたり、応募した経験のある女性のうち、 <u>約7人に1人(13.4%)が聞いていない・同意していない性的な行為等の撮影要求を受けた</u>ことがある (当該撮影要求を受けた者のうち、約17人に1人(5.8%)が性交の撮影等に応じたことがある)

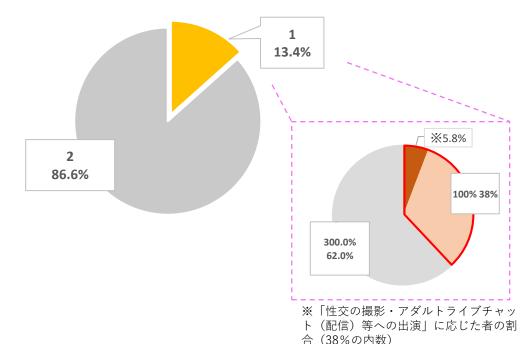
(1)モデル・アイドル等の勧誘を受けた経験



(2)聞いていない・同意していない

性的な行為等の撮影 (※) 要求 (n=2,575)

(※水着・下着姿、裸体等の撮影や性交の撮影等)



我が国が目指す男女共同参画社会

男女共同参画社会 とは

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」

女性も男性も全ての個人が、互いにその人権を尊重し、喜びも 責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を 十分に発揮できる社会

男女共同参画社会の実現のための5本の柱(基本理念)

(男女共同参画社会基本法第3条~第7条)

- ◆ 法第3条 男女の人権の尊重
- ◆ 第4条 社会における制度又は慣行についての配慮
- ◆ 第5条 政策等の立案及び決定への共同参画

※ 男女共同参画社会基本法(平成11年6月23日法律第78号)第2条第1項に規定

- ◆ 第6条 家庭生活における活動と他の活動の両立
- ◆ 第7条 国際的協調

なぜ 女性に対する暴力の 根絶 が必要か?

女性に対する暴力とは、

性犯罪・性暴力、子供、若年層に対する性的な暴力、配偶者等からの暴力、ストーカー事案、セクシュアルハラスメント、人身取引、インターネット上の女性に対する暴力、売買春等を含む広範囲な概念

これらの



女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、その根絶は、

男女共同参画社会を形成 していく上で、克服すべき重要課題

すべての女性が輝く社会を目指し、女性の活躍の場を更に広げていく ためには、女性に対する暴力の根絶を図ることが大前提

第5次男女共同参画基本計画~すべての女性が輝く令和の社会へ~

第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶(概要)

基本的考え方

- 女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その予防と被害回復のための取組を推進し、暴力の根絶を図る ことは男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題。
- 女性に対する暴力根絶には、社会における男女間の格差是正及び意識改革が欠かせず、被害者支援にあたっては暴力の形態や被害者 の属性等に応じてきめ細かく対応する視点が不可欠。
- 女性に対する暴力を根絶するため、暴力を容認しない社会環境の整備、暴力根絶のための基盤づくりの強化を図り、被害者に対しては、 専門的な支援を早期から切れ目なく、包括的に提供する必要がある。

成果目標

項目	計画策定当初	成果目標 (期限)
行政が関与する性犯罪・性暴力被 害者のためのワンストップ支援セン ター、支援拠点等の設置件数	47か所 (2020年4月)	60か所 (2025年)
性犯罪・性暴力事案に対してワンストップ支援センター等で365日緊急対応ができる都道府県数	20都道府県 (2020年4月)	47都道府県 (2025年)

項目	計画策定当初	成果目標 (期限)
市町村における配偶者暴力相談支援センターの数	119か所 (2020年4月)	150か所 (2025年)
要保護児童対策地域協議会に参画して いる配偶者暴力相談支援センター数	190か所 (2018年4月)	323か所 (2025年)

施策の実施

1 女性に対するあらゆる暴力の予防と根絶のための基盤づくり

- ・女性に対する暴力は人権侵害であり、暴力を断じて 許さないという社会規範の醸成
- ・相談窓口の周知やSNS等を活用した相談の実施、夜間休日における相談対応の実施等の検討
- ・現場における対応に重点を置いた各職務関係者に対する研修の充実、民間団体の活用による支援の充実

4 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

- 児童福祉法等一部改正法附則検討条項に基づく検討
- ・民間シェルター等が行う先進的な取組の推進
- ・「#8008」の周知、SNS等を活用した相談の推進
- ・加害者暴力抑止のための地域社会内でのプログラム に関する試行実施を踏まえた本格実施に向けた検討
- ・配偶者からの暴力、児童虐待の対応機関間の連携協力の推進

2 性犯罪・性暴力への対策の推進

- ・性犯罪に関する罰則や刑事手続の在り方に関する 検討
- ・性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの運営の安定化、質の向上、被害者が相談につながりやすい体制の整備
- ・「#8103(ハートさん)」や「#8891(はやくワンストップ)」 の周知

5 ストーカー事案への対策の 推進

- ・被害者の安全確保、加害者への 厳正な対処の徹底
- ・緊急時における一時保護及び自立支援を含む中長期的な支援の 推進

3 子供、若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進

- ・性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならない ための子供の発達段階に配慮した教育の充実
- ・児童生徒等に対してわいせつ行為に及んだ教員や保 育士等に対する厳正な処分の徹底
- ・SNS等の若年層に届きやすい広報媒体を活用した啓 発活動の効果的な展開

6 セクシュアルハラスメント防止 対策の推進

- ・外部相談窓口の活用等の有効な 相談体制整備等の雇用の場にお ける対策の推進
- ・国家公務員における幹部職員も 含めた研修の実施、防止対策、厳 正な対処の推進

7 人身取引対策の推進

- 8 インターネット上の女性に対する暴力等への対応
- 9 売買春への対策の推進

性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」(令和2年度~4年度の3年間)

刑事法に関する検討とその結果を踏まえた適切な対処

- ○「性犯罪に関する刑事法検討会」における検討
- ○児童や障害者など被害者の事情聴取の在り方等の検討

性犯罪者に対する再犯防止 施策の更なる充実

- ○専門的プログラムの拡充の検討 ○出所者情報の地方公共団体への提供
- ○仮釈放中の性犯罪者等へのGPS機器の装着等の検討

被害申告・相談をしやすい 環境の整備

- ○被害届の即時受理の徹底 ○二次的被害の防止(女性警察官の配置、研修)
- ○ワンストップ支援センターにつながるための体制の強化
 - ・全国共通短縮番号の導入、無料化の検討・SNS相談の通年実施の検討
 - ・夜間休日コールセンターの設置検討・センター等の増設の検討

切れ目のない手厚い被害者 支援の確立

- ○ワンストップ支援センターと病院等の関係機関の連携強化
- ○中長期的な支援(トラウマ対応の専門職育成、福祉との連携)
- ○障害者や男性等の多様な被害者支援の充実

教育・啓発活動を通じた 社会の意識改革と暴力予防

- ○生命(いのち)を大切にする、性犯罪・性暴力の加害者にならない、被害者 にならない、傍観者にならないための教育
 - ※「水着で隠れる部分」、SNSの危険、「デートDV」等
- ○学校等の相談対応体制の強化
- ○わいせつ行為を行った教員等の厳正な処分(懲戒免職、告発、<u>教員免許状の管理等</u> の見直し)
- ○社会啓発(4月を若年層の性暴力予防月間など)

方針の確実な実行

○7月に具体的な工程 ○毎年4月にフォローアップ ○性暴力の実態把握

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

目 的 割

- ・被害直後からの総合的な支援を可能な限り一か所で提供
- ・被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図る
- ・警察への届出の促進・被害の潜在化防止

設置根拠

- •第5次男女共同参画基本計画
- •第4次犯罪被害者等基本計画

設置都道府県数 (か所数)

·47都道府県 (52か所)

機能

- ・産婦人科等医療的支援(緊急避妊薬の処方・証拠採取・継続的な医療等)
- •法的支援(弁護士相談、弁護士紹介等)
- ・心理的支援(精神科の医療費やカウンセリング費用の補助等)

運営

・内閣府から、都道府県等(今年度より指定都市・中核市を追加)へ 「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」を交付

設置形態

- 病院拠点型(12センター)
- 相談センター拠点型(4センター)
- 相談センター中心連携型(36センター)

24時間 365日 運営

- •21都府県(令和3年4月)
- 「性暴力被害者のための夜間休日コールセンター」 夜間休日に対応していない道府県について対応(内閣府が設置)

相談件数

•51,141件(令和2年度)

性犯罪・性暴力被害相談体制の拡充

ワンストップ支援センター 全国共通短縮番号(R2.10/1~)



「#8891」 (はやくワンストップ)

性暴力被害者のための 夜間休日コールセンター(R3.10/1~)

性犯罪・性暴力の夜間の相談や緊急対応のため、これまで夜間休日には対応していないワンストップ支援センターの運営時間外に、被害者からの相談を受け付け、ワンストップ支援センターと連携して、支援を実施

性暴力に関するSNS相談 「**キュアタイム」** R2.10/2~



性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金

【令和4年度当初予算額 455百万円】 (令和3年度予算額 246百万円)

目的

○ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの運営の安定化及び被害者支援機能の強化のため、都道府県等による支援センターの整備等に係る取組を支援し、被害者支援に係る取組の充実を図る。

概要

◆ 交付先:都道府県、政令指定都市、中核市

◆ 対象経費 : 都道府県等が負担した以下①~②に関する経費

①相談センターの運営費等

(人件費(【新】支援員の処遇改善、事務職員の配置、コーディネーター等の配置、【拡】24時間対応への取組 等)、広報啓発、 関係機関との連携強化、法的支援、コールセンターとの連携に係る経費、先進的な取組に要する経費(SNS対応、外国語・手話対応 等)、 新型コロナウイルス感染症対策に要する経費、【拡】拠点となる病院を有する支援センターに対する取組加算 等)

②被害者の医療費等

(緊急避妊措置、検査費用(妊娠検査、性感染症検査、薬物検査)、カウンセリング費用 他県居住者の被害の支援に係る経費(急性期)、証拠採取キット等の購入に係る経費、人工妊娠中絶に要する経費 等)

◆ 交付率: 対象経費の1/2(「②被害者の医療費等」は1/3)

◆ その他: 他の国庫補助制度を適用可能な場合は、他制度優先(本制度の優先利用や他制度との二重交付は不可)

予算スキーム



都道府県等

- ① 被害者相談支援運営・機能強化事業 (相談センターの運営費等)
- ② 医療費等公費負担事業 (被害者の医療費、証拠採取キット等の購入経費等)
- ※ 性犯罪・性暴力被害者支援交付金に係る事業の地方負担に 対しては、普通交付税措置が講じられている。

委託費等

相談センター 運営団体

- ・犯被センター:24
- •NPO法人:8
- ·県直営(婦相等):9
- •病院∶3
- •連携体制:3
- ・その他民間団体等:

5

令和3年度「女性に対する暴力をなくす運動」の主な取組について

政府では、毎年11月12日から11月25日(女性に対する暴力撤廃国際日)までの2週間、関係団体との連携、協力の下、 女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化するための広報活動を実施。(平成13年6月5日男女共同参画推進本部決定)

潜在化しやすい女性に対する暴力の問題に対し、社会の意識を喚起するとともに、女性の人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることにより、暴力を容認しない社会風土を醸成するための啓発を強力に推進する。

今年のテーマは**「性暴力を、なくそう」**。

○ 啓発物の作成・配布(ポスター・リーフレット・カード・シール・パープルリボンバッジ)

「性暴力をなくす」という社会の意識の醸成と相談窓口の周知を図る啓発物を 全国の自治体、関係機関・団体、公立図書館等に配布。

【ポスター等で伝えたメッセージ】

- ・傷つけた方が悪い。性暴力に言い訳は通らない。
- ・望まない性的な行為は、性暴力です。
- ・性暴力の悩み、ひとりで悩まず、相談を。



<啓発カード>



<パープルリボンバッジ>

<啓発シール>



<描きおろし漫画> <令和3年度ポスター・リーフレット>

9 19891 To 9 1

○ 漫画家 西原理恵子さん描きおろし漫画

<u>○ パープル・ライトアップ</u>

全国47都道府県・327カ所で、ランドマークを女性に対する暴力の根絶のシンボルカラーである紫色へのライトアップを実施。

- 全閣僚による運動期間中のパープルリボンバッジの着用
- **企業との連携** 賛同企業による、SNS等での周知や社員のパープルリバンバッジ着用
- 政府広報との連携
 - BS朝日「宇賀なつみの そこ 教えて!」
 - ·Yahoo!バナー広告(11/8~11/14)
 - ・視覚障害者向け広報



迎賓館赤坂離宮 (東京都)



若年層を対象とした性的な暴力の根絶

● 若年層の性暴力被害予防月間

【期間】毎年4月

【目的】

これまでのAV出演強要やJKビジネスなどの問題の更なる啓発に加え、深刻化しているレイプドラッグの問題、酩酊状態に乗じた性的行為の問題、SNS利用に起因する性被害、セクシュアルハラスメント、痴漢等、若年層の様々な性暴力被害の予防啓発や性暴力被害に関する相談先の周知、周りからの声掛けの必要性などの啓発を行い、若年層が性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないことの啓発を徹底する。

【主な実施事項】

令和4年の月間においては、同年4月からの成年年齢の 18歳への引下げを受け、契約に関する注意喚起等、積極的 な広報・啓発を実施。

- (1)ポスター、リーフレットの作成・配布、 テレビ、ラジオ、インターネット等のメディア を利用した広報活動
- (2) インフルエンサーや有識者と協働した オンラインイベントの実施
- (3) SNSやトレインチャンネル等を活用した広報

若年層の性暴力 被害予防月間 ホームページ





「アダルトビデオ」出演強要問題緊急対策パッケージ(概要)

[´]令和4年3月31日 。いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する関係府省対策会議決定

1. 若年層に向けた教育・広報・啓発等の強化

- ・大学、短大、高専、高校等に向けた周知、10代・20代をターゲットにしたSNS広告等 【実施済】
- ・ワンストップ支援センター(全都道府県に設置)への周知、日本司法支援センターとの連携【実施済】
- ・4月の「若年層の性暴力被害予防月間」において、**成年年齢の引下げに伴い、AV出演強要を始めとする若年 層の性暴力被害が拡大することを予防するための集中的な広報・啓発**
- ・A V出演強要に関する「手口」の更なる情報収集を行い注意喚起。教育啓発や各種相談窓口と共有・活用
- ・2. の各種法制度等について、**学校教育の現場**などで教育啓発を進める。

2. 被害者保護に係る各種法制度の運用強化等

- (1)被害者保護に係る各種法制度の運用強化
- ・以下のような**多面的・重層的な被害者保護に係る各種法制度を周知徹底し、運用を強化**
- ・各種法制度や(2)の自主規制も含め、**各種相談窓口**(ワンストップ支援センター、警察、日本司法支援センター、人権擁護機関等)に向けて周知し、対応を強化

例:民法(公序良俗違反による無効、錯誤・詐欺・強迫による取消し、履行を強制することができない債 務など)、

消費者契約法(不実告知・退去妨害等がされた場合の取消、平均的な損害の額を超えるキャンセル料 条項・消費者の利益を一方的に害する条項の無効)

刑法(淫行勧誘罪、暴行罪、脅迫罪、逮捕及び監禁罪、強要罪、強制わいせつ罪、強制性交等罪)、労働者派遣法・職業安定法(公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で労働者派遣・職業紹介、労働者の募集又は供給を行った罪)、労働基準法(強制労働の禁止・賠償予定の禁止)

(2) A V 人権倫理機構の自主規制

- ・A V 人権倫理機構において、「**出演年齢を20歳以上とすることを強く推奨**。例外として18、19歳のAV出演希望者を受け入れる場合には、①18歳で高等学校などに在籍する者との契約等は行わないこと、②丁寧な出演意思確認を各工程の際に実施すること、③顔バレ等リスクの十分な説明や熟慮期間を置くこと」旨の**自主規制**
- ・ルール逸脱行為があった場合の対応についてAV人権倫理機構も交えて調整・整理。ルールを逸脱する業者が 極めて悪質な業者であり、危険性が高いことを周知